

令和2年4月7日に大阪府内に緊急事態宣言が発出されましたが
通常どおり業務を行っています。

昨日、政府から新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言が大阪府に発出されましたが、通常どおり業務を行いますのでお知らせします。

引き続き被保険者証の早期交付、所得補償として給付金の支給等、加入者の皆様のセーフティネットとしての機能を維持するよう、感染予防対策を強化・徹底してまいります。届書、請求書等の提出にあつては、感染予防対策の一環として郵送での取扱いとさせていただきます、来訪をお控えいただきますようご協力をお願いします。